

認知症の人や家族が

安心して暮らせるまちの実現



～研修生による条例案の発表～

とき

令和2年 **12月10日(木)**
14:00～16:20 (開場 13:30)

ところ

東京自治会館 仮設研修所 1階
仮設 1 研修室

お申し込みは、
所属団体の
研修担当者まで
お問い合わせ
ください。

「立法法務」は、自治体をめぐる様々な政策課題の中から与えられたテーマについて、全8回-4か月をかけて検討し、条例案を作成するゼミナール型の研修です。テーマを具体的な政策に落とし込む政策立案と、それを実現するための条例作成という2つの大きな要素を併せもっています。



多摩地域の各団体から集まった研修生が、テーマの背景・現状を分析し、地域の実情を踏まえ、議論を重ねて条例案を作成しました。

研修生が力を合わせ、長期間に渡り考え抜いた条例案を発表します。

市町村職員のどなたでもお申込みいただけますので、ぜひご参加ください。





認知症は、高齢化の進展により、自分は元より、家族や身近な人が罹患することを含めると、誰もが当事者になりうるものです。

国は、令和元年6月、関係閣僚会議において「認知症施策推進大綱」をとりまとめ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し施策を推進していくとしていますが、認知症の人との共生は、住民にもっとも身近な基礎自治体においても積極的に取り組むべき課題といえます。



こうした視点から、本研修では、認知症の人やその家族が、地域で支えられ、安心して暮らせるまちを目指す条例づくりに取り組みました。



プログラム

14:00~14:10 (0:10) 担当講師より ~発表にあたって~

14:10~14:50 (0:40) **グループ発表 1グループ**
『新多摩市認知症とともに希望をもって生きる条例』

14:50~15:30 (0:40) **グループ発表 2グループ**
『たまみらい市みんなで支え合う認知症条例』

15:30~15:50 (0:20) **休憩**

15:50~16:10 (0:20) **質疑応答・意見交換**

16:10~16:20 (0:10) 担当講師より ~発表を終えて~

※進行状況により時間に変更が生じる場合がございますので、予めご了承ください。

※発表のタイトルは令和2年10月時点の内容です。当日変更になる場合がございます。

